

# 「秘境駅キャラクター」使用ガイドライン

秘境駅キャラクターについては、このガイドラインによって使用してください。

## 1. 秘境駅キャラクターの名称及びデザイン（別紙、基本デザイン及び展開デザイン含む）

<p>糠南駅「ぬかにゃん」 ●基本デザイン</p>  <p>© 2016 Horonobe Town</p>	<p>下沼駅「ぬまひきょん」 ●基本デザイン</p>  <p>© 2016 Horonobe Town</p>
<p>南幌延駅の「ミナミほろりんさん」 ●基本デザイン</p>  <p>© 2017 Horonobe Town</p>	<p>雄信内駅の「のぷ爺」 ●基本デザイン</p>  <p>© 2017 Horonobe Town</p>

このデザインは、幌延町が開催した「秘境駅キャラクターコンテスト」の応募作品を基に誕生した秘境駅キャラクターであり、秘境駅を愛する人々の心に残るものとして、大切に守り育て、PRしていく存在であるため、正しくご使用いただきますようお願いいたします。

秘境駅キャラクターに関する著作（財産）権、使用权は幌延町に帰属し、著作（人格）権は原作者様に帰属します。

著作権とは

- ・「著作権」とは、デザインやイラスト、漫画、映像、書、写真、文章、コンピュータープログラムなどの「著作物」の利用についてコントロールするための権利です。
- ・著作権は、人や法人（「著作者」といいます）が著作物を創作した際に、特に登録などをしなくても著作者に帰属しますが、「著作（財産）権譲渡契約」を締結することによって、第三者（例：クライアント）に譲渡することができます。
- ・著作権には、財産権としての「著作権」と、「著作者人格権」があります。
- ・著作者人格権は、著作物が勝手に改変されたり、知らないところで出回ったりして、著作者が嫌な思いをしたり、不利益を被ることを防ぐために、著作者が持っている恒久的権利で、著作財産権とは異なり、譲渡はできず、著作者が生涯保有します。

## 2. 秘境駅キャラクターの使用法

秘境駅キャラクターは、幌延町のPRや鉄道利用促進のために使用するものですから、幌延町や鉄道事業者の品位を傷つける行為は絶対におやめください。

### （1）秘境駅キャラクター使用区分

秘境駅キャラクターの使用は次のとおりとします。

ご使用の区分	使用申請	備考（ご留意事項・添付書類等）
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お守りいただく事項」や「遵守事項」留意</li> <li>・使用による一切の責任は使用者が負う</li> </ul>
① 個人の非営利目的の場合	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町HPからデータダウンロード</li> <li>・利益行為禁止</li> </ul>
② 法人・団体の非営利目的の場合	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（添付）企画書、物品見本、団体等概要プロフィール</li> </ul>
③ 個人及び法人・団体の営利目的の場合	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（添付）企画書、物品見本、団体等概要プロフィール</li> <li>・鉄道事業者への商品化権使用許諾契約が必要な場合、使用料負担</li> </ul>
④ デザインの改変・応用使用の場合	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町にデザインデータ提出</li> <li>・町に著作権無償譲渡</li> </ul>

※使用申請：使用（変更）承認申請書

## (2) 秘境駅キャラクター使用留意事項

秘境駅キャラクターの使用にあたっての留意事項は次のとおりです。

### お守りいただく事項

- ・ 幌延町や秘境駅のPRという趣旨に反することをしないこと
- ・ 幌延町や秘境駅、鉄道事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなることをしないこと
- ・ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しないこと
- ・ 特定の個人又は団体の売名に利用しないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用しないこと及びこれらの者が商品等を販売しないこと
- ・ 不当な利益を得るために利用しないこと
- ・ 幌延町の事業又は幌延町の認めた関連事業を推進する上で支障とならないこと
- ・ キャラクターは正しい使用方法に従って使用すること
- ・ 法令や公序良俗に反しないこと
- ・ その他、幌延町長が不相当と認めることをしないこと

### 遵守事項

- ・ 承認された用途のみに使用すること
- ・ キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること
- ・ 色を正しく使用すること
- ・ キャラクターデザインの改変、応用使用は可能とするが、基本的形状やサイズを維持すること
- ・ 改変、応用使用データを幌延町長に提出し、幌延町に著作権を無償で譲渡すること
- ・ 各種法令を遵守すること
- ・ キャラクター使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- ・ キャラクター使用を原因とする事故に対しては、幌延町は一切の責任を負わないこと
- ・ キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと

### (3) 秘境駅キャラクター使用方法詳細

秘境駅キャラクターは、鉄道利用促進、町PRの観点から、広く多くの方にご使用いただくことを想定しますので、さまざまな機会に積極的な周知広報をお願いします。

キャラクターの使用料は、原則無料（利益行為は除く）としますが、キャラクターを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講ずることをご了承いただきます。

#### 《共通のお願い事項》

キャラクターの名称を表示してください。

- (例)
- ・ぬかにゃん
  - ・ぬまひきょん
  - ・糠南駅 秘境駅キャラクター「ぬかにゃん」
  - ・下沼駅 秘境駅キャラクター「ぬまひきょん」

以下のコピーライト表示を付記してください。

© 2016 Horonobe Town

使用方法の詳細は次のとおりとします。

#### ①個人の非営利目的の場合

幌延町HP等からデータ（基本デザイン及び展開デザインから単体又は複数）をダウンロードのうえご自由にご使用ください。

ご使用にあたっては「お守りいただく事項」と「遵守事項」にご留意をお願いします。

なお、販売等利益行為はご遠慮ください。

■ご使用例：スマホ待ち受け画面、パソコン等背景、SNS アイコンなど

#### ②法人・団体の非営利目的の場合

秘境駅キャラクター使用承認申請書（第1号様式）に企画書、物品見本、団体等概要プロフィールを添付し申請してください。

幌延町で使用を承認した場合は、秘境駅キャラクター使用承認通知書（第2号様式）によりお知らせしますので、通知書記載の内容によってご使用ください。また、使用が承認されなかった場合は、秘境駅キャラクター使用不承認通知書（第3号様式）でお知らせします。

■ご使用例：チラシ、広報物、パンフレット、名刺など

### ③個人及び法人・団体の営利目的の場合

②と同様で、申請書（第1号様式）に必要書類を添付し提出してください。

使用するデザインによっては、幌延町が鉄道事業者へ商品化権使用許諾契約を締結する必要がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

■鉄道事業者との契約が必要となる例

- ・糠南駅「ぬかにゃん」⑥：JR北海道「糠南駅」の駅名標に模したデザインが使用されているため
- ・下沼駅「ぬまひきょん」①～⑥：JR北海道「下沼駅」を容易に連想させる駅舎、駅名標に模したデザインが使用され、「下沼駅」と表示されているため

■ご使用例：ぬかにゃんキャラクターグッズ、ぬまひきょんキャラクターグッズ

### ④デザインの改変・応用使用の場合

個人、法人（団体）、営利、非営利を問わず、申請書（第1号様式）提出の際に、改変・応用後のデザインデータを添付してください。

内容を審査し、適当と判断する場合には、本町に著作権を無償で譲渡いただき、改変・応用を承諾します。本町の事業推進等に支障を生じるなど、不適当と判断する場合には、改変・応用を承諾しない場合がありますので、ご了承願います。

#### お問い合わせ先

〒098-3207 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1

幌延町役場 企画政策課 企画政策グループ

電話 01632-5-1114

F A X 01632-5-2971

E-mail kikaku@town.horonobe.lg.jp